

公文書館の現状と改善点について

－ 3 グループの報告 －

小野 芳津久

福岡県総務部行政経営企画課

1. はじめに

今回、研究会のグループ討議を通して、いろいろな事例や問題点について出し合い、改善点について検討をおこなった。以下、討議内容を要約して報告したい。

2. 現状の問題点

(1) 公文書「公開」の仕組みについて

B館：中間書庫機能を持つ公文書館では、窓口は公文書館だが、閲覧申請の公文書について公開・非公開の判断にあたっては、原課と協議することになっており、原課の判定が尊重される。

D館：非公開になった簿冊については、リスト化していない。

公文書館は、利用施設であるが、図書館のように最初からすべて公開にしている文書ばかり扱っていないため、利用制限を加えながら、対応している現状がある。

(2) 利用者の利用目的によって利用制限を設けるか

A館：利用目的は問わない。

B館：内容は問わないが、目的が調査か研究のどちらかを聞いている。

D館：申請書に学術・研究と記入する欄があるが、閲覧目的から制限すべきではない。

G館：利用目的の理由を書かせるが、規制はしていない。現用の情報公開条例より範囲を狭めるのはよくない。

F館：利用時に登録はしていないが、最近、インターネット上で勝手に公開している例があり問題になっている。

B館：利用者に住所を記入させているが、図書館では、カードを作成する際に住所は書かせていない。間違いがないか確認する手立てがないた

め、必要ないという考えである。図書館と同様にすべきとの考えもある。

利用者の情報をどこまで保持すべきか、また、確認するための手段を持っていないならば、利用者情報の真正性の確保が担保されなければ、必要ないのではという指摘もあった。利用者の目的が学術・研究としている館が多いが、現用の情報公開条例における公開申請と同様とするなど、現用の手続きとの整合性を図る必要性があり、現用・非現用を問わない統一的な対応が望まれている。

(3) レファレンスの対応について

E館：窓口でコミュニケーションを取りながら、提供している。

A館：必ず、挨拶をして、コミュニケーションをとっている。職員の場合は、一般の利用と異なり、職務上の場合、簿冊のコピーも認めている。

B館：非公開文書の場合、原則、原課職員のみ閲覧可能としている。

D館：職員の場合、原課の了承があれば、貸し出している。

窓口では、利用者が何を知りたいのか、利用者やキャッチボールをしながら、特定の文書群や範囲を特定する作業に協力している姿が浮かび上がる。このとき、利用者に代わって判断してはいけない点など、いろいろな配慮をしながら対応している。また、一般利用者と職員の間では、異なる対応が決められていた。

問題点として取り上げられていた事例として、青焼きの書類は、光に当たることによって字が消えて行くなど保存状態が悪化するが、職員の利用のたびに、コピーを繰り返すため、劣化が進ん

でいることから、今後は別の方法への検討が望まれる。

レファレンスには、あらかじめ、公文書館が保存している全体像や、文書群の内容を紹介した道しるべとしての案内パンフレットを作成し、利用者に見てもらふことにより、より知りたいことに近づける手助けにならないかと思われた。

(4) 非公開となった公文書に対する利用者の救済制度はあるのか

A館：救済制度はない。

B館：非公開文書はリストに載せていないため、問題になっていないが、救済制度は必要だと考える。

D館：税金を使っている以上、非公開になって、ただ置いておくだけでは、おかしい。県民に説明できないのではないか。

公文書館独自の利用者に対する救済制度は設けられていないが、保存している内容を伝えるリストは、工夫してすべてが明らかになることが望ましいのではないか。

(5) 個人情報の利用制限について

A館：個人情報の非公開期間は、30年、50年、120年、未定の4種類になっている。また、個人情報に特化して表を作成し、判断を容易にできるようにしている。なお、法人の役員名について、従来は非公開であったが、検討の結果、公開の扱いとなった。

C館：国立公文書館を参考にしている。

B館：利用制限する範囲には、個人情報の中に、法人も当初から入れている。しかし、判断については、個々の担当者が独自に資料を作成し、公文書館の中で共有されておらず、マニュアルもない状況である。

(6) 情報公開条例との整合性について

G館：情報公開条例との整合性は取れていない。

A館：情報公開条例の運用基準を参考にして、当館の利用制限基準を作成している。

H館：公文書館に移管した公文書は、情報公開条例の対象外とされてきたが、文書サイクルの範

囲を現用から非現用まで含めて統一的管理をすると、同じ公文書としての取扱いになるのではないか。非現用としての「時の経過」を理由に現用文書よりも利用制限を狭めないことに対して、今後、理解されていくのか不安である。

現用公文書の開示の取り扱いと公文書館に移管された公文書の利用に当たっての公開の問題は、これまで現用と非現用が分断されて対応してきたが、同じ公文書には間違いないとして同じルール上の取扱いとなれば、公文書館独自の公開基準の制限が強まることにならないか、時の経過を加えて歴史的、学術研究としての価値を見直して、公開の基準のあらたな検討が必要になってくるのではないか。

(7) 本人又は遺族（家族）の閲覧に対する対応について

B館：死亡した本人の証明や遺族の証明が難しい。

国：アメリカでは、本人が死亡すると公開となるが、日本では個人情報に厳格に対応してきている。また、本人閲覧の利用は、年に3～4件ある

(8) その他（評価選別について）

B館：公文書のファイリングの方式がばらばらなため、収集作業が困難である。

A館：評価選別は、公文書館でリストのタイトルを見てチェックし、残すものは現物を見て判断している。

各館は、長年の蓄積があるためリストからの選別を可能にしている。また、蓄積がない場合は、例えば、リスト様式が文書分類表のように所属の業務毎に、作成文書がぶら下がっている構成（大分類、中分類、小分類など）であれば、重要な文書群が容易に選別できるのではないか。

(9) その他（ネガフィルムについて）

C館：ネガ専用の目録を作り、特別な部屋で管理している。

ネガは文書よりも劣化しやすいため、ネガを意識すると専用の保存室が必要だといえるが、既存館で当初、予定していない場合は、後から

専用室を確保することが難しいようだ。

2. 改善点（利用規則のモデル案）について

国立公文書館利用規則を基に改善点などを討議した。

B館：国、神奈川は、大枠を示しているが、秋田県のように細かく区分すると、その説明が大変ではないか。利用者の責任やモラルを問う必要があるのではないか。

E館：利用要綱などが無い公文書館からすると、大きな区分の方がよい。小さい県では、利用する側も地域の事情をよく知っているため、利用制限の120年でも短い場合が出てくる。

国：100年なら100年と区切って、その時点で見直した方がいいのではないか。アメリカは、新大統領になって、公開を加速させている。訴訟対応者など法律に詳しい役職員が多数いる。法律担当者を設けることも必要があるのではないか。

D館：犯罪については、区分を犯罪と補導歴と分けてはどうか。

国：被害者に対しても配慮が必要ではないか。孫の代まで考えて120年を入れて、遺族の権利を不当に害するという項目を入れてみてはどうか。

E館：50～80年に軽微な犯罪及び被害者を入れた方がよい。

D館：経過年数が50年未満だけだと、いつ公開するのか不明確で実務的に難しい。30年未満を作り、現用公文書の保存期限の最長年数と合わせてはどうか。

グループ別の発表では、国立公文書館の第4条関係別表の利用制限項目の改善案を上記の指摘を取り入れ発表した。

利用制限全体の枠組みについては、公文書館が責任を持ち、個人のプライバシーと公益性のバランスで判断したものであり、利用制限の基準は人のライフサイクル（120年の中で区分する）を目安とした。区切りの年数表示は、経過年数であり、見直しの時期を示していることを基本に考えた。

主な改善点は、50年以上80年未満の区分では、該当する類型の例示として、2点追加した。1点

目は、軽微な犯罪歴又は補導歴（経過年限満了時に再検討が必要）である。2点目は、軽微な犯罪による被害者の情報である。

80年以上では、経過年数に120年未満を追加し、上限を加えたこと。さらに、50年以上で、軽微な犯罪を追加したことにより、重大な犯罪歴とし、重大な犯罪による被害者の情報を追加した。しかし、区分の適用に当たっては、機械的な判断にならないように総合的に勘案して個別に判断するものであると考える。

3. 終わりに

以上が3グループの報告であるが、当時の時間を忘れての熱い議論の一部しか反映できなかったことが残念である。しかし、この討議を機会に知り合った先輩諸氏とも今後の情報交換を深めたい。わが福岡県では、県と64市町村が一つになって平成24年の開館を目指しているが、多くの困難が待ちかまえている。今回の討議を生かして具体的な運営の様々な問題について、積極的に取り組んでいきたい。そのためには、多くの公文書館の助けと助言が必要である。その時は、どうか、親身に対応していただけることをお願いして終わりとしたい。この研究会に参加させて頂き、国立公文書館と関係者に、そして参加者の方々に感謝申し上げたい。

3グループのメンバーは次のとおりである（順不同）。鈴木規人（秋田県公文書館）、森内優子（埼玉県立文書館）、島田芳秀（福井県文書館）、大浦達司（和歌山県立文書館）、清水太郎（鳥取県立公文書館）、岡野伸治（JICA 横浜海外移住資料館）、橋本竜輝（天草市立天草アーカイブズ）、小野芳津久（福岡県総務部行政経営企画課）

小野芳津久（おの よつひさ）：福岡県総務部行政企画課法務班（文書）事務主査。県税、福祉、防災、衛生、統計各事務所・課を経て平成17年度から現職。